

中古住宅取得支援

良質な中古住宅の取得を支援し、中古住宅の流通促進及び人口減少対策としての移住定住の促進を図るため、一定の条件を満たす中古住宅を購入する資金を金融機関から借り入れる者に対し、利子補給金を交付します。

1. 支援金額

- 利子補給額：最大約50万円
(利子補給対象額上限：1,500万円 利子補給率：0.4% 上限5万円／年×10年)
※住宅ローンの契約から約10年間、年1回、県から利子補給金を支払います。
※利子補給額の計算方法は右記QRコードより「タテッカーナ」内の「計算例」を参考



2. 対象者 (以下の4項目をすべて満たすこと)

- 県内に自ら居住するために中古住宅を購入する方で、所得が1,200万円以下の方
(利子補給の申込みは1住宅につき1人、1ローン契約に限ります。)
- 返済が確実にできる方(融資は各金融機関の基準により決定されます。)
- 期限内(令和4年3月31日まで)に住宅ローンの契約ができる方
- 右表いずれかの世帯要件を満たす方

移住世帯	平成28年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申込日において婚姻した日から5年以内の世帯
子育て世帯	平成15年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定を含む)

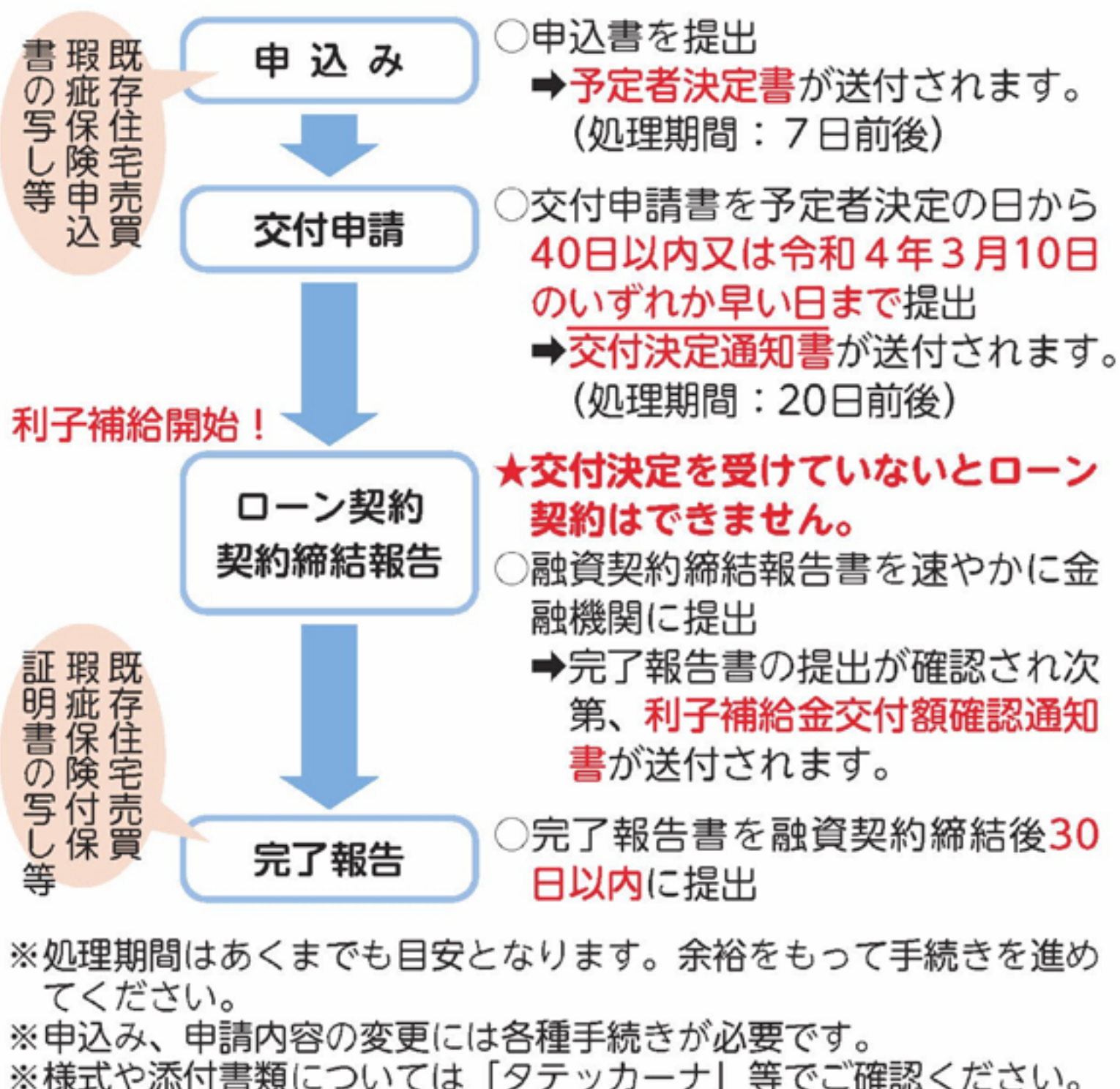
3. 支援の要件

- 住宅の要件
(以下の3項目をすべて満たすこと)
1. 令和3年4月1日以降に購入する住宅
2. 竣工後2年超の住宅又は居住実績がある住宅
3. 既存住宅売買瑕疵保険に加入する住宅
又は住宅瑕疵担保保険責任期間中である住宅
- 住宅ローンの要件
住宅新築支援と同じ(P6へ)

4. 募集期間と募集戸数

- 令和3年4月2日(金)～令和4年2月28日(月)＜先着順＞
- 募集戸数：20戸
※募集戸数に達した場合はその時点で終了
※予定者決定後に辞退又は取下げをした場合、同年度に再度申込みできません。

5. 手続きの流れ



申込窓口は購入する住宅の所在地を所管する総合支庁(P16)です。各種書類は郵送でも受付けます。

★「持ち家リフォーム支援」(P10)と併せてご利用いただけます。(それぞれの要件を満たすことが必要です。)

本事業の問合せ先

TEL 023-630-2154

山形県 県土整備部 建築住宅課 住まいづくり支援担当

→
制度の詳しい
内容はこちら

